

第一六九回

閣第五〇号

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 役員及び職員（第六条―第十条）

第三章 業務等（第十一条―第十四条）

第四章 雑則（第十五条）

第五章 罰則（第十六条・第十七条）

附則

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十五条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に従前の独立行政法人統計センター（以下「従前のセンター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定によりセンターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

第四条 附則第二条の規定によりセンターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に従前のセンターの職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 センターは、施行日の前日に従前のセンターの職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いてセンターの職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであって、その退職した日まで従前のセンターの職員として在職したものでしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に従前のセンターを退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、センターの理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規

定する労働組合であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき従前のセンターがした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している従前のセンターとその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人統計センター	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）
--------------	------------------------------

（統計法の一部改正）

第十条 統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条を次のように改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第二十四条 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十四条・第十五条）」を「（第十四条）」に、「（第十六条）」を「（第十五条）」に改める。

第十二条第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十八条」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条」に改める。

第十五条を削り、第五章中第十六条を第十五条とする。

（調整規定）

第十一条 施行日が統計法の施行の日前である場合には、前条のうち、独立行政法人統計センター法目次の改正規定中「（第十四条・第十五条）」とあるのは「（第十五条・第十六条）」と、「（第十四条）」とあるのは「（第十五条）」と、「（第十六条）」とあるのは「（第十七条・第十八条）」と、「（第十五条）」とあるのは「（第十六条・第十七条）」とし、同法第十二条第一項の改正規定中「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」とし、同法第十五条を削り、同法第十六条を同法第十五条とする改正規定中「第十五条」とあるのは「第十六条」と、「第十六条」とあるのは「第十七条」と、「する」とあるのは「し、第十八条を第十七条とする」とする。

2 前項の場合においては、本則のうち、目次の改正規定中「（第十五条）」とあるのは「（第十五条・第十六条）」と、「（第十六条・第十七条）」とあるのは「（第十七条・第十八条）」とし、第十五条第一号及び第二号を改め、同条を第十七条とし、同条の前に一条を加える改正規定中「第十五条第一号」とあるのは「第十六条第一号」と、「第十七条」とあるのは「第十八条」と、「第十六条」とあるのは「第十七条」とし、第十四条を第十五条とする改正規定中「第四章中」とあるのは「第十五条中「第十条」を「第十一条」に改め、第四章中同条を第十六条とし、」とする。

理 由

独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。